

## 常務理事会の設立

## 1. 趣旨

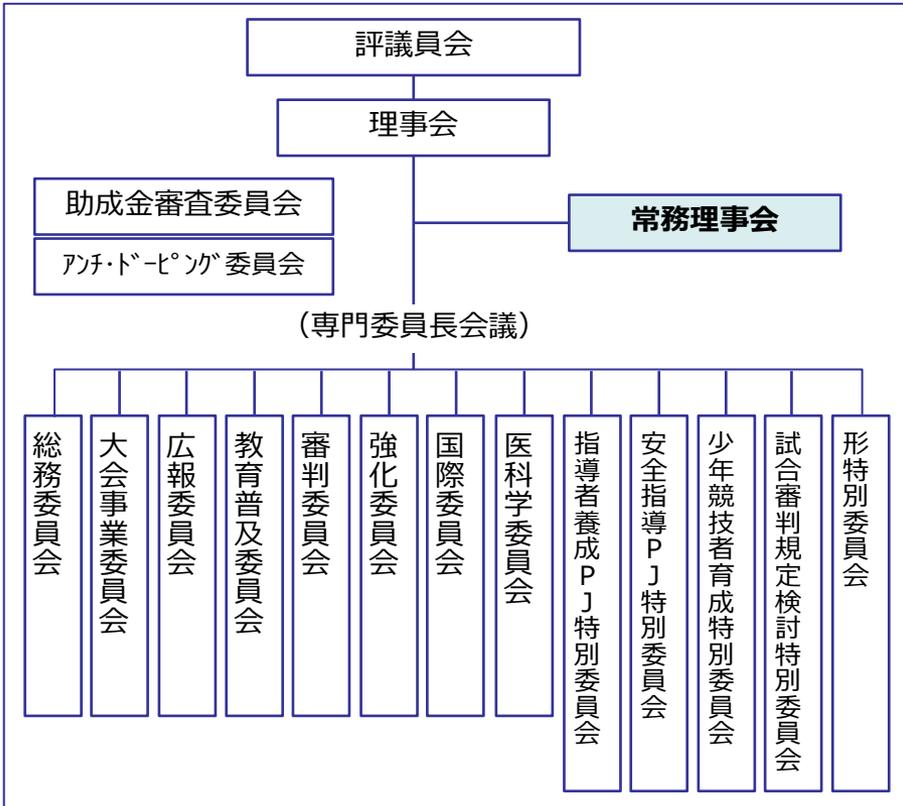
1. 柔道関係者ではない**外部からの意見を、連盟の業務執行へ適切に反映させる事。**
2. 重要な事項への早期対処を図るため、**迅速に意思決定を行う体制を整備する事。**
3. 複数の視点により運営上の重要な判断を行うことで、**属人的な意思決定を回避する事。**

## 2. 設置スケジュール

**本年8月1日(予定)**

※ 設置に際しては、定款変更等に伴う内閣府公益認定等委員会への届出が必要となり、6月の評議員会、理事会後に一定の期間を要する。

## 3. 組織図上の位置付け



## 4. 構成

- 会長 ■ 副会長(若干名) ■ 専務理事
- 総務委員会担当常務理事 ■ 強化委員会担当常務理事
- 会長指名常務理事
- 女性常務理事 ■ 弁護士である常務理事
- 外部常務理事：登録者ではない有識者(若干名)
- 監事(1名 オブザーバー)
- 議題に関係する委員会の長(報告、提案者として)

## 5. 権限

1. 理事会決議・報告事項の事前審議
2. 専門委員会及び特別委員会からの重要事項の報告
3. 重要規程類の改廃(法定の理事会決議対象のものを除く)
4. コンプライアンス体制の整備に関する事項
5. 事業活動上の規則・基準(規程類に含まれない事項)の策定  
指導者、指導者資格、選手、審判、柔道衣等服装、学校顧問特例制度、登録者再登録等に関する事項
6. 専門委員会の副委員長を選任・解任
7. 強化委員会の男子監督・女子監督の選任・解任
8. 大会の開催に関する事項
9. 表彰に関する事項
10. 安全対策(障害補償・見舞金制度等)に関する事項
11. その他本連盟の運営において重要な事項  
(3~11については法定の評議員会、理事会決議事項を除く)

## 6. 議決方法

- ・ 原則として過半数出席で成立し、出席者の過半数の賛成により可決する。
- ・ ただし常務理事会設置の趣旨から、**可決には出席した外部常務理事並びに弁護士である常務理事の賛成が必須とする。**

## 7. その他

常務理事会の権限等は**設置後も適宜見直し**をかける。  
常務理事会へは、「4.構成」における**構成員の他、各委員長から議案とすべき事項を提案できるものとする。**